

ID: 391

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	地区整備計画区域内の建築許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例 第3条第2項		
例 規 番 号	平成19年条例第24号		
【根拠条文】 (建築物の用途) 第3条 前条に規定する区域(その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域(以下「計画地区」という。)とする。)内においては、別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。 2 前項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。 3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ名寄市都市計画審議会の意見を求めるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日